

第 6 回 建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会 議 事 次 第

◇日 時 2026年8月25日（火）13：30～15：30

◇場 所 札幌第1合同庁舎10階 第1・第2共用会議室

◇議事次第

1 開 会

挨拶 北海道開発局事業振興部長 田村 桂一

2 議 事

（1）話題提供 【資料1】

CCUS 処遇改善推進北海道地方協議会及び全国協議会における
取組について

・北海道開発局 事業振興部 建設産業課

（2）講演「CCUS：メリットに繋がる適正運用にフォーカスした 普及促進活動の展開について」 【資料2】

・一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部
審議役 上浪 鉄郎 氏

（3）意見交換

○ 各団体による取り組み状況について

- ・（一社）日本建設業連合会 北海道支部 【資料3】
- ・（一社）北海道建設業協会
＜（独）勤労者退職金共済機構 建退共北海道支部＞
- ・建設産業専門団体北海道地区連合会
- ・北海道開発局 事業振興部 技術管理課 【資料4】
- ・北海道建設部 建設政策局 建設管理課 【資料5】

○その他

（4）質疑応答

3 閉 会

出席者団体一覧

(建設業関係登録団体20団体、建設業に関係する団体3団体、北海道知事届出建設業者団体等3団体、主要民間発注者(オブザーバー)3団体、行政機関4機関)

縦に規約の記載順

【建設業関係登録団体】

(一社)北海道建設業協会	北海道鉄筋業協同組合
(一社)日本建設業連合会 北海道支部	(一社)全国タイル業協会 北海道支部
(一社)日本運動施設建設業協会 東北・北海道支部	北海道左官業組合連合会
(一社)日本海上起重技術協会 北海道支部	(一社)日本塗装工業会 北海道支部(北海道塗装組合連合会)
(一社)日本造園建設業協会 北海道総支部	(一社)全国建設室内工事業協会 北海道支部
(一社)日本造園組合連合会 北海道総支部	(一社)日本電設工業協会 北海道支部
(一社)日本道路建設業協会 北海道支部	(一社)北海道空調衛生工事業協会
(一社)日本型枠工事業協会 北海道支部	北海道ウレタン断熱協会
(一社)日本機械土工協会 北海道支部	建設産業専門団体北海道地区連合会
ダイヤモンド工事業協同組合 北海道支部	
(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 北海道支部	

【建設業に関係する団体】

全建総連北海道建設労働組合連合会	北海道社会保険労務士会
(独)勤労者退職金共済機構 建退共北海道支部	

【北海道知事届出建設業者団体等】

(一社)北海道舗装事業協会	(一社)北海道農業建設協会
(一社)北海道造園緑化建設業協会	

【主要民間発注者(オブザーバー)】

北海道経済連合会	(一社)北海道住宅都市開発協会
(一社)北海道商工会議所連合会	

【行政機関】

北海道	北海道労働局
北海道厚生局	北海道開発局

※全59団体のうち、33団体出席

建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会（以下「北海道地方連絡協議会」という。）という。

(目的)

第2条 北海道地方連絡協議会は、工事現場の生産で要となる技能労働者の雇用改善及び企業間の健全な競争環境の整備の実現に向け、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）の普及等について、関係者の取組状況の情報共有等を行うことにより、北海道ブロックの元請企業・下請企業・建設労働者・行政といった関係者が一体となって、建設業における処遇改善の取組をきめ細かく推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 北海道地方連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見交換
- 二 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 三 その他北海道地方連絡協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 北海道地方連絡協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 別表に掲げる団体
- 二 北海道
- 三 北海道厚生局
- 四 北海道労働局
- 五 日本年金機構札幌西地域代表年金事務所
- 六 北海道開発局

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長等)

第5条 北海道地方連絡協議会に会長及び会長代行を置く。

2 会長は、北海道開発局事業振興部長をもって充て、議事を整理する。

3 会長代行は、北海道開発局事業振興部調整官（建政担当）をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長から委任を受けたときは、その職務を代行する。

(北海道地方連絡協議会の招集)

第6条 北海道地方連絡協議会の招集は、会長が行う。

2 北海道地方連絡協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第7条 北海道地方連絡協議会の円滑な運営に資するため、北海道地方連絡協議会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定したものにより組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 北海道地方連絡協議会の事務は、北海道開発局事業振興部建設産業課が行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、北海道地方連絡協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 北海道地方連絡協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月20日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月2日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月11日より施行する。

附 則

この規約は、令和8年3月17日より施行する。

令和 8 年 3 月 1 7 日現在

建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会参加団体等一覧表

(建設業関係登録団体：40 団体、建設業に関係する団体：4 団体、北海道知事届出建設業者団体等：7 団体、
主要民間発注者（オブザーバー）：3 団体)

(★については、建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会ワーキンググループメンバー)

【建設業関係登録団体】

- ★ 一般社団法人北海道建設業協会
- ★ 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
 - 一般社団法人日本運動施設建設業協会北海道支部
 - 一般社団法人日本海上起重技術協会北海道支部
 - 一般社団法人日本造園建設業協会北海道総支部
 - 一般社団法人日本造園組合連合会北海道総支部
 - 一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部
- ★ 一般社団法人日本型枠工事業協会北海道支部
 - 一般社団法人北海道蔦土木工業連合会
- ★ 北海道建設躯体工事業協同組合
 - 北海道基礎工業協同組合
- ★ 一般社団法人日本機械土工協会北海道支部
 - 一般社団法人日本アンカー協会北海道支部
 - ダイヤモンド工事業協同組合北海道支部
 - 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部
- ★ 北海道鉄筋業協同組合
 - 北海道圧接業協同組合
 - 札幌タイル煉瓦工事組合
 - 一般社団法人全国タイル業協会北海道支部
 - 公益社団法人日本エクステリア建設業協会
- ★ 北海道左官業組合連合会
 - 北海道板金工業組合
- ★ 一般社団法人日本塗装工業会北海道支部（北海道塗装組合連合会）
 - 北海道建設インテリア事業協同組合
 - 一般社団法人全国建設室内工事業協会北海道支部
 - 一般社団法人全国防水工事業協会北海道支部
- ★ 一般社団法人日本電設工業協会北海道支部
 - 北海道管工事業協同組合連合会
- ★ 一般社団法人北海道空調衛生工事業協会
 - 一般社団法人北海道冷凍空調設備工業会
 - 北海道配管事業協同組合

北海道ダクト工業協会

北海道ウレタン断熱協会

一般社団法人北海道道路標示・標識業協会

一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会

★ 建設産業専門団体北海道地区連合会

建設業労働災害防止協会北海道支部

一般社団法人日本潜水協会札幌支部

一般社団法人全国特定法面保護協会北海道地方支部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート工事業協会北海道支部

【建設業に関係する団体】

★ 全建総連北海道建設労働組合連合会

★ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建退共北海道支部

北海道社会保険労務士会

北海道行政書士会

【北海道知事届出建設業者団体等】

一般社団法人北海道舗装事業協会

一般社団法人北海道造園緑化建設業協会

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会

一般社団法人北海道土木施工管理技士会

北海道建具工業協同組合連合会

一般社団法人北海道農業建設協会

一般財団法人北海道建設技術センター

【主要民間発注者（オブザーバー）】

北海道経済連合会

一般社団法人北海道商工会議所連合会

一般社団法人北海道住宅都市開発協会